

### 消費税率の引上げに伴う消費税の取扱いの見直しについて(ご案内)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

3月28日付で消費税率の引上げに伴う消費税の取扱いについてご案内をしておりますが、諸般の事情を考慮し、階数4以上の大規模共同住宅に対する取扱いを、その他の住宅と同様のものとなるよう見直します。案内後の変更となり恐縮ですが、ご対応の程よろしくお願いいたします。

見直し後の取扱い	見直し前の取扱い
<b>一律8%の税率でのお支払い</b>  9月30日までに最終の現場検査に適合した場合を除き、10%との差額を消費税率の引上げ後に追加でお支払いいただきます。	<b>原則として10%の税率でのお支払い</b>

(注) 前回の案内の詳細は、3月28日付の当社トピックス「消費税率の引上げに伴う消費税の取扱いと現場検査料の改定について」をご確認ください。

#### ■ 4月以降の申込物件に対する住宅かし保険の現場検査料(1回あたり)

延べ床面積	税抜	税込(8%)	税込(10%)	差額
100㎡未満	11,000	11,880	12,100	220
100㎡以上 125㎡未満	12,580	13,586	13,838	252
125㎡以上 150㎡未満	17,580	18,986	19,338	352
150㎡以上 500㎡未満	22,580	24,386	24,838	452
500㎡以上 2000㎡未満	31,000	33,480	34,100	620
2000㎡以上 5000㎡未満	47,380	51,170	52,118	948
5000㎡以上	76,600	82,728	84,260	1,532

#### ■ 現場検査料に適用される消費税率について

住宅瑕疵保険の現場検査料には新築工事の請負契約と同様の経過措置が設けられており、3月31日までに申し込まれた物件の現場検査料に対しては、最終の現場検査の適合日に関わらず8%の消費税が適用されます。

以上